

介護保険 診断・検査費用の請求について

1 基本的な考え方

主治医意見書は、基本的に申請者の状況をより総合的に判断できる主治医がこれまでの診療等によって得られている情報に基づき作成することを想定しています。

しかし、主治医がいない申請者や主治医がいても長期間診療を受けていないなどの場合が出てきます。通常、主訴・異和等があり医療が必要な状態であれば、それに基づき診察・検査等を行い、医療保険に請求できますが、まれに主訴・異和等がない場合があります。そのような場合については、次の要件に従い、保険者である三鷹市が主治医意見書の記載に必要な基本的な診察及び基本的な検査の費用を支払うこととなります。

2 三鷹市が基本的な診察及び基本的な検査の費用を支払う場合

(1) 初めての方あるいは長期間診察等をしていない方で、主訴・異和等がなく、主治医意見書の記載を求めてきた場合

(2) 上記のような場合、次のような条件で支払います。

ア まず、基本的な診察を行います。これに対しては初診料相当額（※）をお支払いいたします。

イ アの結果、治療及び治療にかかる検査を必要と認めた場合、その結果等に基づき主治医意見書を作成します。

なお、当該検査に要する費用は医療保険への請求となります。

ウ アの結果、特に医学的問題がない場合、医師の判断により必要に応じて基本的な検査を行い、その結果等に基づき主治医意見書を作成します。なお、当該検査に要する費用をお支払いします。

エ ウの検査の結果、医療の必要を認めた場合、その費用は医療保険に請求します。

※初診料相当額 診療所、病院ともに2,910円（令和6年診療報酬単価に基づいています。）

3 基本的な検査の範囲

基本的な検査は、末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査及び胸部 X 線検査となります。なお、具体的な検査範囲及び単価は次のとおりとなります。（令和6年診療報酬単価に基づいています。）

ア 血液採取（静脈）	400円
イ 末梢血液一般検査	210円
ウ 血液学的検査判断料	1,250円
エ 血液化学検査（10項目以上）	1,030円
オ 生化学的検査（I）判断料	1,440円
カ 尿中一般物質定性半定量検査	260円
キ 単純撮影	
アナログ撮影	600円
デジタル撮影	680円
電子化加算	570円
ク 写真診断（頭部、胸部、腹部又は脊椎）	850円
ケ フィルム（大角）	115円

※ 実際に実施した項目についてのみお支払いの対象とし、消費税相当額も別途お支払いいたします。

4 請求方法及び支払い

主治医意見書作成料請求書（検査料込）に必要項目をご記載いただき、主治医意見書と一緒にご返送ください。

請求書はホームページからダウンロードも可能です。